

## 監査にあたって理解しておくべき関税法等

### 指定保税地域の貨物管理者

- ・ 関税法第 2 条→（輸入、輸出、外国貨物、内国貨物の定義）
  - ・ 関税法第 29 条→（保税地域の種類）
  - ・ 関税法第 30 条→（他所蔵置、蔵置してはならない貨物の種類）
  - ・ 関税法第 32 条→（見本の一時持出）
  - ・ 関税法第 34 条→（外国貨物の廃棄）
  - ・ 関税法第 34 条の 2→（記帳義務）
  - ・ 関税法第 36 条→（保税地域についての規定の準用）
  - ・ 関税法第 40 条→（貨物の取扱い）
  - ・ 関税法第 41 条の 2→（外国貨物の搬入停止等）
  - ・ 関税法第 41 条の 3→（保税蔵置場についての規定の準用）
- 「関税法第 45 条」における関税の納付義務
- ・ 関税法第 63 条→（保税運送）
  - ・ 関税法第 65 条→（運送の期間の経過による関税の徴収）
  - ・ 関税法施行令第 29 条の 2→（記帳義務）

### 保税蔵置場の被許可者（上記法令等の他下記の法令）

- ・ 関税法第 42 条→（保税蔵置場の許可）
- ・ 関税法第 43 条→（許可の要件）
- ・ 関税法第 43 条の 2→（外国貨物を置くことができる期間）
- ・ 関税法第 43 条の 3→（外国貨物を置くことの承認）
- ・ 関税法第 44 条→（貨物の収容能力の増減等）
- ・ 関税法第 45 条→（許可を受けた者の関税の納付義務）
- ・ 関税法第 46 条→（休業又は廃業の届出）
- ・ 関税法第 47 条→（許可の失効）
- ・ 関税法第 48 条→（許可の取消し等）

### 保税工場の被許可者

- ・ 関税法第 56 条→（保税工場の許可）
- ・ 関税法第 57 条→（外国貨物を置くことができる期間）
- ・ 関税法第 58 条→（保税作業の届出）
- ・ 関税法第 59 条→（内国貨物の使用等）
- ・ 関税法第 61 条→（保税工場外における保税作業）
- ・ 関税法第 61 条の 4→（保税蔵置場についての規定の準用）

「保税工場の許可」「許可の要件」「外国貨物を置くことのできる期間」

「外国貨物を置くことの承認・外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継」

※なお、特定保税承認（AEO）を受ける際は更なる法令知識が要求されます。